

平成30年度研修実施計画（案）

裁判所職員総合研修所

目 次

第1 研修	1
1 中央研修	1
2 高裁委嘱研修	7
3 自序研修	9
4 研究	10
5 委託研修	11
第2 養成	12
1 裁判所書記官養成課程	12
2 家庭裁判所調査官養成課程	12

※このほか各分野における課題への取組の進展状況、喫緊の課題の発生等に応じて、裁判所職員総合研修所長において、別途研修を実施することがある。

第1 研修

1 中央研修

(1) 管理者層
(ア) 管理業務系

番号	名 称	目的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対象者
1	首席書記官研究会	首席書記官として必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、総合的な組織運営能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	30. 6. 26(火) ～ 6. 27(水)	2日	約30	地・家・簡裁の首席書記官
2	首席家庭裁判所調査官研究会	首席家裁調査官として必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、総合的な組織運営能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	30. 9. 6(木) ～ 9. 7(金)	2日	8	高裁所在地の首席家裁調査官
				30. 11. 20(火) ～ 11. 21(水)	2日	50	首席家裁調査官
3	事務局長研究会	事務局長として必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、総合的な組織運営能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	31. 2. 21(木) ～ 2. 22(金)	2日	約20	地・家裁の事務局長
4	管理者研究会 (組織運営) ※司研合同	支部運営を始めとする組織運営に関する研究及び討議を行うことにより、幹部職員としての管理能力の向上と意識の高揚を図る。	司法研修所 及び 裁判所職員総合研修所	30. 5. 22(火) ～ 5. 24(木)	3日	約40	次席書記官、次席家裁調査官、総括主任家裁調査官(次席家裁調査官の経験がある者)、次長
5	次席家庭裁判所調査官等研究会	次席家裁調査官又は総括主任家裁調査官として必要な指導監督に関する研究を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	30. 9. 26(水) ～ 9. 28(金)	2.5日	未定	次席家裁調査官、総括主任家裁調査官
6	管理者研究会	幹部職員として、その職務を遂行するために必要な広い視野と高い識見を習得させるとともに、当面する諸問題の研究及び討議を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	30. 4. 16(月) ～ 4. 20(金)	5日	約100	局長(高裁を除く。), 次長, 事務部長, 首席書記官, 次席書記官, 総括主任書記官, 首席家裁調査官, 次席家裁調査官, 総括主任家裁調査官, 首席技官(最高裁), 次席技官(最高裁)等

(イ) 研修事務系

番号	名 称	目的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対象者
7	研修計画協議会	研修実施計画及び研修運営上の諸問題について協議し、研修方針の周知徹底を図る。	裁判所職員総合研修所	31. 1. 10(木) ～ 1. 11(金)	1.5日	25	高裁の次長、首席書記官、高裁所在地の首席家裁調査官

(2) 中間管理者層

(ア) 管理業務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対象者	
8	中間管理者 (裁判部) 研 修	第 1 回	職務遂行に必要な高い識見及び管理技法を習得させることにより、職務意識の高揚と管理能力の向上を図る。	裁判所職員 総合研修所	30. 10. 16(火) ～10. 19(金)	各 4 日	各 約80	主任書記官, 訟 廷管理官, 訟 廷副管理官, 裁判 員調整官, 主任 家裁調査官, 速 記管理官, 速記 副管理官
		第 2 回			30. 11. 13(火) ～11. 16(金)			
		第 3 回			31. 2. 5(火) ～ 2. 8(金)			
9	中 間 管 理 者 (事 務 局) 研 修	職務遂行に必要な高い識見及び管理技法を習得させることにより、職務意識の高揚と管理能力の向上を図る。	裁判所職員 総合研修所	30. 12. 11(火) ～12. 14(金)	4 日	約60	総括企画官, 課長, 文書企 画官, 企画 官, 課長補 佐, 首席技 官, 営繕企画 官(最高 裁), 班長 (最高裁)	
10	主 任 家庭裁判所調査官 研 修	主任家裁調査官として必要な指導監督能力の向上及び管理者意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	30. 6. 19(火) ～ 6. 22(金)	3. 5 日	未定	主任家裁調査 官	
11	課 長 补 佐 研 究 会	近時の事務局を取り巻く状況の変化に適切に対応し、その役割を認識して、より適正に職務を遂行するために必要な広い視野と高い識見を習得させ、その管理能力の向上と意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	30. 12. 18(火) ～12. 19(水)	2 日	約30	地・家裁の課 長補佐	

(イ) 研修事務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対象者	
12	研修指導 研究会	第 1 回	高裁委嘱研修及び自庁研修の指導者を養成する。	裁判所職員 総合研修所	30. 5. 29(火) ～ 5. 31(木)	3 日	約50	次席書記官, 総括主任書記 官, 主任書記 官, 訟廷管理 官, 訟廷副管 理官, 裁判員 調整官, 次席 家裁調査官, 総括主任家裁 調査官, 主任 家裁調査官, 総括企画官, 課長, 文書企 画官, 企画官, 課長補佐, 専門官
		第 2 回			31. 1. 16(水) ～ 1. 18(金)			

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対象者
13	実務指導研究会	書記官ブラッシュアップ研修の指導者を養成する。	裁判所職員総合研修所	30. 5. 8(火) ～ 5. 9(水)	各 2日	約40	書記官ブラッシュアップ研修の講師となる予定の者
				30. 5. 8(火) ～ 5. 9(水)		約40	
				30. 5. 10(木) ～ 5. 11(金)	各 2日	約35	
				30. 5. 10(木) ～ 5. 11(金)		約25	

(3) 主として管理職以外の層(書記官・家裁調査官・係長等)

(ア) 裁判事務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対象者
14	家事実務研究会 ※司研合同	家事書記官及び家事係調査官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員総合研修所	30. 11. 7(水) ～11. 9(金)	3日	約100	家裁で家事事件を担当する書記官、家裁調査官
15	少年実務研究会 ※司研合同	少年書記官及び少年係調査官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員総合研修所	30. 9. 12(水) ～ 9. 14(金)	3日	約100	家裁で少年事件を担当する書記官、家裁調査官
16	民事実務研究会 ※司研合同	民事書記官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員総合研修所	30. 5. 30(水) ～ 5. 31(木)	各 2日	約50	高・地・簡裁で民事事件を担当する書記官
				31. 1. 24(木) ～ 1. 25(金)			
17	刑事実務研究会 ※司研合同	刑事書記官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員総合研修所	30. 11. 28(水) ～11. 29(木)	2日	約50	高・地・簡裁で刑事事件を担当する書記官
18	家事特別研究会 ※司研合同	後見関係事件等の運用をめぐる諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員総合研修所	30. 10. 11(木) ～10. 12(金)	1. 5日	約50	家裁で後見関係事件を担当する書記官

19	家庭裁判所 調査官 特別研修	第1回	行動科学等の更なる専門性の獲得及び深化を図り、現場の調査事務の質向上に寄与させ、的確な調査事務を追求する能力の発展を図る。	裁判所職員 総合研修所	30. 12. 4(火) ～12. 7(金)	4日	各 約40	家裁調査官専門研修終了後、1年以上経過した者
		第2回			31. 1. 30(水) ～ 2. 1(金)	3日		
20	家庭裁判所調査官 専門研修		専門的知見の本質を踏まえ、これを柔軟に活用して、的確な調査事務を追求する能力の向上を図る。	裁判所職員 総合研修所	30. 10. 22(月) ～10. 26(金)	5日	未定	家裁調査官実務研修終了後、おおむね3年の実務経験を有する者及び平成28・29年度家裁調査官応用研修を終了した者で家裁調査官養成課程第7期以前の者
21	家庭裁判所調査官 応用研修		専門的知識及び技能を応用して、複雑困難な事件についても円滑な調査事務の遂行を確保できる能力の向上を図る。	裁判所職員 総合研修所	30. 7. 9(月) ～ 7. 13(金)	5日	未定	家裁調査官任官後、3年以上経過した者のうち家裁調査官実務研修又は家裁調査官応用研修を終了していない者
22	速記官中央研修		裁判所が当面する諸問題に関する理解を更に深めさせるとともに、裁判部の一員としての職務意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	30. 7. 4(水) ～ 7. 5(木)	1.5日	約20	速記官（速記管理官及び速記副管理官を除く。）
23	総括執行官研究会		総括執行官の職務等について知識を付与するとともに、研究、討議等を行うことにより、総括執行官の役割や執行官室の運営等についての認識を深めさせ、総括執行官としての識見をかん養する。	裁判所職員 総合研修所	30. 7. 10(火) ～ 7. 12(木)	2.5日	未定	総括執行官
24	執行官実務研究会		社会の変化に的確に対応できる事務処理能力を身につけるとともに、前例のない特殊困難な事案等に対応できる知識や論理的思考力を養う。	裁判所職員 総合研修所	31. 2. 5(火) ～ 2. 7(木)	3日	未定	執行官
25	新任執行官研修		職務遂行に必要な知識を付与することにより、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	30. 6. 12(火) ～ 6. 15(金)	3.5日	未定	平成29年4月2日以後に執行官に任命された者又は執行官事務取扱書記官に指定された者

(イ)事務局事務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
26	係 長 等 (総 務 担 当) 研 修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	30. 6. 5(火) ～ 6. 7(木)	3 日	約50	高・地・家裁本庁の総務事務を担当する係長、専門職
27	係 長 等 (人 事 担 当) 研 修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	30. 6. 19(火) ～ 6. 21(木)	3 日	約70	高・地・家裁本庁の人事事務を担当する係長、専門職
28	係 長 等 (会 計 担 当) 研 修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	30. 10. 23(火) ～10. 26(金)	4 日	約70	高・地・家裁本庁の会計事務を担当する係長、専門職

(ウ) 研修事務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
29	研 修 事 務 担 当 者 研 修	研修の企画、実施等に必要な知識及び技能を付与することにより、執務能力の向上と職務意識の高揚を図り、もって高裁委嘱研修及び自庁研修の充実を図る。	裁判所職員総合研修所	30. 9. 19(水) ～ 9. 21(金)	3 日	約40	研修事務を担当する高・地・家裁の係長、専門職、主任

(4) 新採用職員層

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
30	総 合 職 採 用 職 員 初 任 研 修	将来の幹部職員の候補者としての自覚を促し、職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	30. 4. 6(金) ～ 4. 10(火)	3 日	未定	平成29年度裁判所職員採用総合職試験の合格者で、新たに採用されたもの

(5) その他

(ア) CA関係

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
31	C A 研 修 実 務 試 験	書記官としての職務遂行に必要な知識を整理し、応用能力をかん養するとともに書記官に必要な資質及び執務能力を検証する。	裁判所職員総合研修所	30. 6. 25(月) ～ 7. 13(金)	19日	未定	裁判所書記官任用試験の口述試験に合格した者
			実務研修実施庁	30. 7. 17(火) ～ 8. 17(金)	32日		
			裁判所職員総合研修所	30. 8. 20(月) ～ 9. 7(金)	19日		

(イ) 情報化関係

番号	名 称	目 的	実 施 場 所	実 施 時 期	期間	人 間	対 象 者
32	情報セキュリティ研修	情報セキュリティの確保に必要な知識等を習得し、情報セキュリティ事故を未然に防止するための方策の立案・実施に資するとともに、情報セキュリティ事故が発生した場合の対処能力等の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	30. 10. 2(火) ～10. 3(水)	1.5日	約60	情報セキュリティ対策事務従事者の事務を補助する者（管理職以上の者）
33	情報処理研修	第1回	裁判所職員 総合研修所	30. 5. 15(火) ～ 5. 17(木)	各 3日	約60	情報化の推進に指導的役割を果たすことが期待される行一職員（家裁調査官を除く。）
		第2回		30. 5. 22(火) ～ 5. 24(木)		約60	

2 高裁委嘱研修

(1) 管理者層

管理業務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
34	次 席 家庭裁判所調査官等 実務研究会	高等裁判所で実施する委嘱研修及び高裁ブロック研修の運営等について研究及び討議を行うことにより、研修の充実及び改善に寄与させる。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所	実施機関が適宜決定	1日	未定	次席家裁調査官、総括主任家裁調査官

(2) 中間管理者層

管理業務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
35	新任中間管理者研修	職務遂行に必要な管理能力及び管理技法を付与することにより、中間管理者としてふさわしい職員を養成する。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所	実施機関が適宜決定	5日	未定	新たに主任書記官、訟廷管理官、訟廷副管理官、裁判員調整官、主任家裁調査官、速記管理官、速記副管理官、課長、文書企画官、企画官、課長補佐、首席技官、班長(最高裁)、主任技官(最高裁を含む)、地裁本庁所在地にある検審局長等に任命された者

(3) 主として管理職以外の層(書記官・家裁調査官・係長等)

(ア) 裁判事務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
36	書記官 プラッシュアップ研修	中堅書記官としての職務全般を遂行するのに十分な知識及び技能を付与するとともに、多様な裁判事務に対する積極的な態度をかん養する。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所	7月から9月までの間で実施機関が適宜決定	10.5日	未定	書記官任用資格取得後5年以上の者(中間管理職以上の者を除く。)
37	家庭裁判所調査官 実務研究会	家庭事件の調査上の諸問題について研究及び討議を行うことにより、調査実務の充実及び改善に寄与させる。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所	実施機関が適宜決定	3日	未定	主任家裁調査官、家裁調査官

(イ) 事務局事務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
38	新任係長研修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより係長としてふさわしい職員を養成する。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所	実施機関が適宜決定	3日	未定	新たに係長に任命された者

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
39	事務官専門研修	総務、人事及び会計の各分野について、その事務を処理するために必要な専門的知識及び技能を付与することにより、事務局において中核的役割を果たしている事務官の執務能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所	実施機関が適宜決定	1.5 ～ 3日	未定	採用後7年以上の行(一)事務官(専門官以上の職にある者を除く。)

(4) 事務官層

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
40	ジャンプアップ研修	職務での問題点の発見と改善等について研究及び討議を行うことにより、仕事の進め方に関する基本的な能力を向上させ、中堅事務官としてふさわしい職員を養成する。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所	実施機関が適宜決定	3日	未定	採用後7年以上10年未満の行(一)事務官(係長、専門職以上の職にある者及び書記官又は家裁調査官の任用資格を有する者を除く。)
41	事務官法律研修	通信研修及び面接研修を通じて基礎的な法学教育を行うことにより、資質及び事務処理能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所	通信研修 実施機関が適宜決定		約 250	採用後1年以上の行(一)事務官(書記官又は家裁調査官の任用資格を有する者、総合職(I種、上級)試験合格者等を除く。)

※ 実施時期により休日を含めた研修期間が異なるため、休日を除く実日数を記載している。

(5) 新採用職員層

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
42	新採用職員研修	国民全体の奉仕者としての使命を自覚させるとともに裁判所職員として必要な基礎的知識を付与し、裁判所職員にふさわしい心構えをかん養する。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所	実施機関が適宜決定	5日	未定	新たに採用された職員(総合職採用職員を除く。)

3 自府研修

(1) 事務官層

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
43	ステップアップ研修	本格的なジョブローテーションが始まる前にその意義を理解させ、動機付けを行うとともに、職務遂行能力の向上を図り、事務局事務等の一般的な知識を付与する。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所	2月から3月までの間で実施機関が適宜決定	3日	未定	採用3年目の行(一)事務官、行(一)技官

(2) 新採用職員層

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
44	フォローアップセミナー	裁判所職員として必要な基礎的知識を確認させ、幅広い視野で職務を遂行する姿勢をかん養する。	高等裁判所 地方裁判所 家庭裁判所	①2月及び3月中で実施機関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、①に定める日に加え、実施機関が適宜決定	約3日	未定	採用後1年程度を経過した行(一)事務官、行(一)技官
45	フレッシュセミナー	職員として当面必要な知識を付与し、職場への円滑な定着を図る。	高等裁判所 地方裁判所 家庭裁判所	採用後勤務初日及び2日目	2日	未定	新たに採用された職員

(3) その他

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
46	高裁ブロック研修	職務遂行に必要な知識、技能等を習得させ、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所	実施機関が適宜決定			高裁管内に勤務する職員
47	自 庁 研 修	職務遂行に必要な知識、技能等を習得させ、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	最高裁判所 高等裁判所 地方裁判所 家庭裁判所	実施機関が適宜決定			最高裁、高地家簡裁に勤務する職員

4 研究

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
48	合 同 実 務 研 究	異なる職種の職員に裁判所の職種間の連携、協働に関する研究を共同してすることにより、実務の改善及び向上に寄与させる。	研究員が所属する裁判所	30. 9 ～31. 3	7月	未定	書記官、家裁調査官等
49	書記官実務研究	書記官実務における諸問題について、体系的かつ実証的な研究をさせることにより、実務の改善及び向上に寄与させる。	裁判所職員総合研修所	30. 4 ～31. 3	1年	2	書記官
50	家庭裁判所調査官実務研究 (個人及び共同研究)	家庭事件調査実務に必要な理論及び技法に関する実証的研究を行わせることにより、調査実務能力の向上に寄与させる。	研究員が所属する家庭裁判所	30. 7 ～31. 3	8月	未定	(個人研究) 家庭裁判所調査官実務研修又は家庭裁判所調査官応用研修を終了した者 (共同研究) 家裁調査官
	同 上 (指定研究)		研究員が所属する家庭裁判所及び裁判所職員総合研修所	29. 4 ～31. 3	2年	6	家庭裁判所調査官専門研修を終了した者
51	家庭裁判所調査官関係機関特別研究 (家事及び少年関係機関についての研究)	関係機関における業務の実際にに関する研究を行わせることにより、調査実務能力の向上に寄与させる。	派遣先 関係機関 及び 研究員が所属する家庭裁判所	30. 7 ～31. 3	8月	未定	家庭裁判所調査官実務研修又は家庭裁判所調査官応用研修を終了した者
	同 上 (心身の鑑別についての研究)		矯正研修所 及び 研究員が所属する家庭裁判所	31. 2 ～ 3	1月	3	家庭裁判所調査官専門研修を終了した者
	同 上 (更生保護についての研究)		法務総合研究所及び研究員が所属する家庭裁判所	30. 5 ～ 7	2月	3	家庭裁判所調査官実務研修又は家庭裁判所調査官応用研修を終了した者

5 委託研修

番号	委 託 庁	名 称	人 員
52	人 事 院	行政研修（課長補佐級）	未定
53	財務省	会計事務職員研修	未定
54		会計事務職員契約管理研修	
55		予算編成支援システム研修	
56		予算担当職員初任者研修	
57		決算書作成システム研修	
58		会計監査事務職員研修	
59	国税庁	税務大学校本科特別研修	未定
60	総務省	情報システム統一研修	未定

第2 養成

1 裁判所書記官養成課程

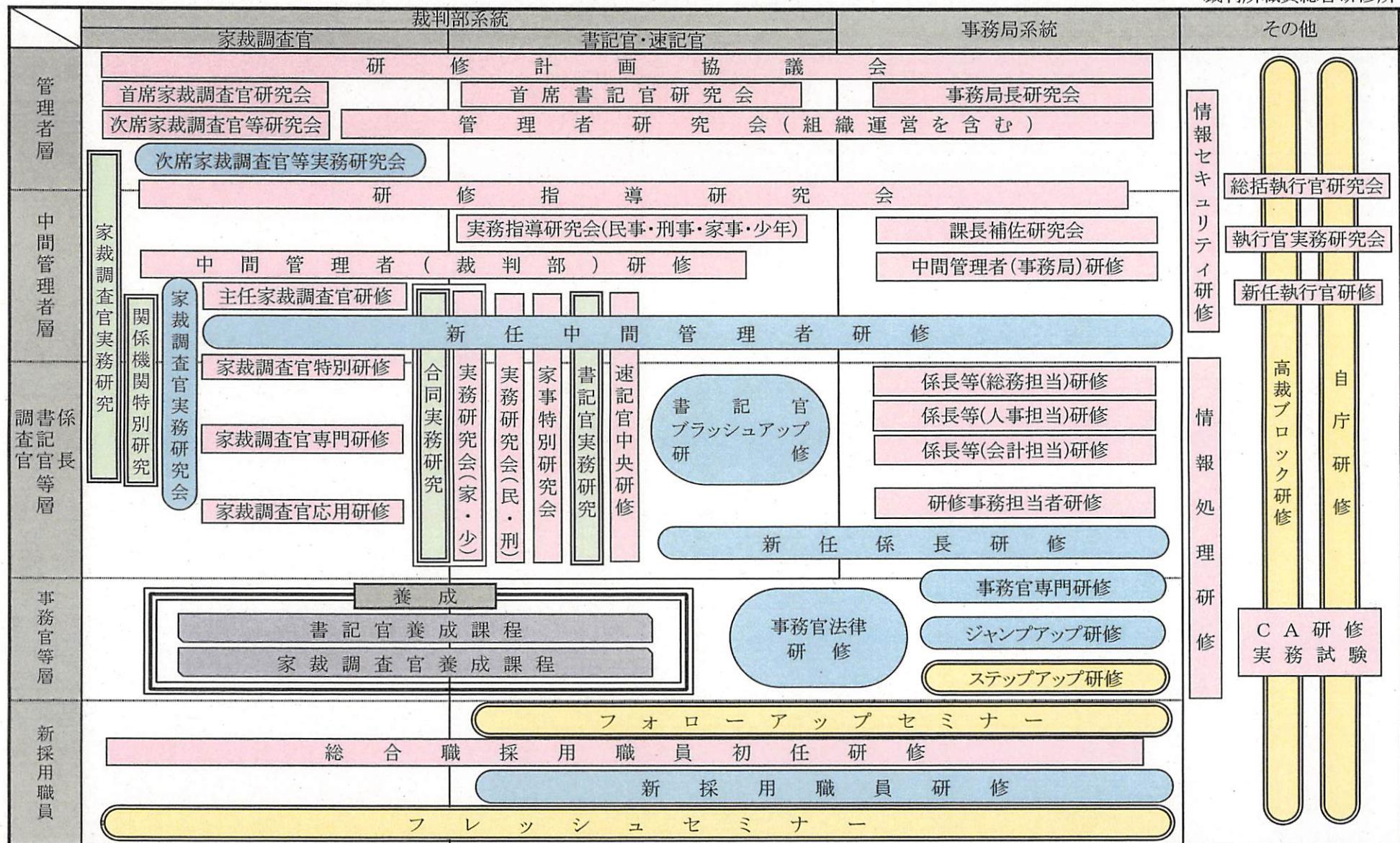
番号	部	・	期	実施時期等	期間	人員	対象者
61	第一 第 部	15	期	30. 4. 5(木) 入所, 第1期研修 7. 19(木)～ 実務修習 9. 28(金)～ 第2期研修 31. 3. 1(金) 修了	1年	未定	第一部入所試験合 格者で、最高裁が 指名したもの
62	第二部	第14期 (2年生)		29. 4. 6(木) 入所 4. 11(火)～ 裁判事務修習 9. 1(金)～ 第1期研修 30. 4. 2(月)～ 第2期研修 7. 19(木)～ 実務修習 9. 28(金)～ 第3期研修 31. 3. 1(金) 修了	2年	未定	第二部入所試験合 格者で、最高裁が 指名したもの
			第15期 (1年生)	30. 4. 5(木) 入所 4. 10(火)～ 裁判事務修習 9. 3(月)～ 第1期研修 31. 4. 1(月)～ 第2期研修 7. 下旬～ 実務修習 9. 下旬～ 第3期研修 32. 3. 2(月) 修了			

2 家庭裁判所調査官養成課程

番号	期	実施時期等	期間	人員	対象者
63	第 14 期	29. 4. 6(木) 入所 4. 12(水)～ 実務修習（予修期） 5. 8(月)～ 前期合同研修 7. 24(月)～ 実務修習 30. 9. 3(月)～ 後期合同研修 31. 3. 1(金) 修了	2年	未定	平成29年度採用の 家裁調査官補で、最 高裁が指名したもの
64	第 15 期	30. 4. 5(木) 入所 4. 11(水)～ 実務修習（予修期） 5. 7(月)～ 前期合同研修 7. 23(月)～ 実務修習 31. 9. 上旬～ 後期合同研修 32. 3. 2(月) 修了	2年	未定	平成30年度採用の 家裁調査官補で、最 高裁が指名したもの

平成30年度裁判所職員(裁判官以外)研修

裁判所職員総合研修所



(注) ■は中央研修、□は高裁委嘱研修、■は自序研修、■は研究、■は養成課程を表す(養成の配置については、階層や系統と関連したものではない)。

※ このほか各分野における課題への取組の進展状況、喫緊の課題の発生等に応じて、裁判所職員総合研修所長において、別途研修を実施することがある。

平成30年度研修実施計画一覧表(平成29年度との比較表)

*研修名の頭に付した記号は、◎は中央研修、○は高裁委嘱、●は自序研修を表す。

番号	研修名等	平成30年度			平成29年度			備考
		実施時期	期間	人員	実施時期	期間	人員	
1	◎首席書記官研究会	30.6.26(火)～6.27(水)	2	約30	29.6.27(火)～6.28(水)	2	30	
2	◎首席家庭裁判所調査官研究会	第1回 30.9.6(木)～9.7(金)	2	8	29.9.7(木)～9.8(金)	2	8	
		第2回 30.11.20(火)～11.21(水)	2	50	29.11.21(火)～11.22(水)	2	50	
3	◎事務局長研究会	31.2.21(木)～31.2.22(金)	2	約20	29.12.7(木)～29.12.8(金)	2	24	
4	◎管理者研究会(組織運営)(※)	30.5.22(火)～5.24(木)	3	約40	29.5.24(水)～5.25(木)	2	45	平成29年度は司研と一部合同で実施 平成30年度から名称・期間変更
5	◎次席家庭裁判所調査官等研究会	30.9.26(水)～9.28(金)	2.5	未定	29.9.27(水)～9.29(金)	2.5	11	
6	◎管理者研究会	30.4.16(月)～4.20(金)	5	約100	29.4.17(月)～4.21(金)	5	106	
7	◎研修計画協議会	31.1.10(木)～1.11(金)	1.5	25	30.1.11(木)～1.12(金)	1.5	25	
8	◎中間管理者(裁判部)研修	第1回 30.10.16(火)～10.19(金)	4	約80	29.10.17(火)～10.20(金)	4	72	家裁調査官は第1回及び第2回に参加 速記官は第3回に参加
		第2回 30.11.13(火)～11.16(金)	4	約80	29.11.14(火)～11.17(金)	4	72	
		第3回 31.2.5(火)～2.8(金)	4	約80	30.2.6(火)～2.9(金)	4	72	
9	◎中間管理者(事務局)研修	30.12.11(火)～12.14(金)	4	約60	29.12.12(火)～12.15(金)	4	62	
10	◎主任家庭裁判所調査官研修	30.6.19(火)～6.22(金)	3.5	未定	29.6.20(火)～6.23(金)	3.5	28	
11	◎課長補佐研究会	30.12.18(火)～30.12.19(水)	2	約30	30.12.19(火)～30.12.20(水)	2	23	
12	◎研修指導研究会	第1回 30.5.29(火)～5.31(木)	3	約50	29.5.30(火)～5.1(木)	3	44	
		第2回 31.1.16(水)～1.18(金)	3	約40	30.1.16(火)～1.18(木)	3	40	
13	◎実務指導研究会	民事 30.5.8(火)～5.9(水)	2	約40	29.5.9(火)～5.10(水)	1.5	42	
		刑事 30.5.8(火)～5.9(水)	2	約40	29.5.9(火)～5.10(水)	1.5	35	
		家事 30.5.10(木)～5.11(金)	2	約35	29.5.11(木)～5.12(金)	1.5	37	
		少年 30.5.10(木)～5.11(金)	2	約25	29.5.11(木)～5.12(金)	1.5	23	
14	◎家事実務研究会(※)	30.11.7(水)～11.9(金)	3	約100	29.11.7(火)～11.9(木)	3	100	平成29年度は司研と一部合同で実施
	◎少年特別研究会(※)				29.6.14(水)～6.15(木)	2	40	平成29年度新規計画 平成30年度は実施なし
15	◎少年実務研究会(※)	30.9.12(水)～9.14(金)	3	約100	29.9.13(水)～9.15(金)	3	100	平成29年度は司研と一部合同で実施
16	◎民事実務研究会(※)	第1回 30.5.29(火)～5.30(水)	各2	約50	29.5.30(火)～5.31(水)	1.5	50	平成29年度は司研と一部合同で実施
		第2回 31.1.24(木)～1.25(金)		約50	30.1.25(木)～1.26(金)	2	50	
17	◎刑事実務研究会(※)	30.11.28(水)～11.29(木)	2	約50	29.11.28(火)～11.29(水)	1.5	50	平成29年度は司研と一部合同で実施
18	◎家事特別研究会(※)	30.10.11(木)～10.12(金)	1.5	約50	29.10.11(水)～10.12(木)	2	50	平成29年度は司研と合同で実施
19	◎家庭裁判所調査官特別研修	第1回 30.12.4(火)～12.7(金)	4	約40				
		第2回 31.1.30(水)～2.1(金)	3	約40	30.1.31(水)～2.2(金)	3	約40	
20	◎家庭裁判所調査官専門研修	第1回 30.10.22(月)～10.26(金)	5	未定	29.10.23(月)～10.27(金)	5	53	
		第2回 30.11.26(火)～11.29(木)			29.12.4(月)～12.8(金)	5	36	
21	◎家庭裁判所調査官応用研修	30.7.9(月)～7.13(金)	5	未定	29.7.10(月)～7.14(金)	5	57	
22	◎速記官中央研修	30.7.4(水)～7.5(木)	1.5	約20	29.7.5(水)～7.6(木)	2	20	
23	◎総括執行官研究会	30.7.10(火)～7.12(木)	2.5	未定				隔年で実施 平成29年度は実施なし
24	◎執行官実務研究会	31.2.5(火)～2.7(木)	3	未定	30.2.6(火)～2.8(木)	3	27	
25	◎新任執行官研修	30.6.12(火)～6.15(金)	3.5	未定	29.6.13(火)～6.16(金)	4	11	
26	◎係長等(総務担当)研修	30.6.5(火)～6.7(木)	3	約50	29.6.6(火)～6.8(木)	3	51	
27	◎係長等(人事担当)研修	30.6.19(火)～6.21(木)	3	約70	29.6.20(火)～6.22(木)	3	70	
28	◎係長等(会計担当)研修	30.10.23(火)～10.26(金)	4	約70	29.10.24(火)～10.27(金)	4	70	

番号	平成30年度				平成29年度			備考
	研修名等	実施時期	期間	人員	実施時期	期間	人員	
29	◎研修事務担当者研修	30.9.19(水)～9.21(金)	3	約40	29.9.26(火)～9.28(木)	3	41	
30	◎総合職採用職員初任研修	30.4.6(金)～4.10(火)	3	未定	29.4.7(金)～4.11(火)	3	52	
31	◎CA研修実務試験	前期研修 30.6.25(月)～7.13(金)	19	未定	29.6.26(月)～7.14(金)	19	53	
		実務研修 30.7.17(火)～8.17(金)	32		29.7.18(火)～8.18(金)	32		
		後期研修 30.8.20(月)～9.7(金)	19		29.8.21(月)～9.8(金)	19		
32	◎情報セキュリティ研修	30.10.2(火)～10.3(水)	1.5	約60	29.10.3(火)～10.4(水)	1.5	58	
33	◎情報処理研修	第1回 30.5.15(火)～5.17(木)	3	約60	29.5.16(火)～5.18(木)	2.5	60	
		第2回 30.5.22(火)～5.24(木)	3	約60	29.5.23(火)～5.25(木)	2.5	60	
34	○次席家庭裁判所調査官等実務研究会	実施機関が適宜決定	1	未定	実施機関が適宜決定	1	約50	
35	○新任中間管理者研修	実施機関が適宜決定	5	未定	実施機関が適宜決定	5	230	
36	○書記官プラッシュアップ研修	7月から9月までの間で実施機 関が適宜決定	10.5	未定	7月から9月までの間で実施機 関が適宜決定	10.5	333	
37	○家庭裁判所調査官実務研究会	実施機関が適宜決定	3	未定	実施機関が適宜決定	3	239	
38	○新任係長研修	実施機関が適宜決定	.3	未定	実施機関が適宜決定	3	262	
39	○事務官専門研修	実施機関が適宜決定	1.5～3	未定	実施機関が適宜決定	1.5～3	未定	
40	○ジャンプアップ研修	実施機関が適宜決定	3	未定	実施機関が適宜決定	3	186	
41	○事務官法律研修	通信研修 実施機関が適宜決定	約250	実施機関が適宜決定			264	
		面接研修 実施機関が適宜決定		9～11	実施機関が適宜決定	9～11		
42	○新採用職員研修	実施機関が適宜決定	5	未定	実施機関が適宜決定	5	404	
43	●ステップアップ研修	2月から3月までの間で実施機 関が適宜決定	3	未定	2月から3月までの間で実施機 関が適宜決定	3	未定	
44	●フォローアップセミナー	①2月及び3月中で実施機 関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて, ①に定める日に加え, 実施機 関が適宜決定	約3	未定	①2月及び3月中で実施機 関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて, ①に定める日に加え, 実施機 関が適宜決定	約3	未定	
45	●フレッシュセミナー	採用初日及び2日目	2	未定	採用初日及び2日目	2	未定	
46	●高裁ブロック研修	実施機関が適宜決定			実施機関が適宜決定			
47	●自序研修	実施機関が適宜決定			実施機関が適宜決定			
48	合同実務研究	30.9～31.3	7月	未定	29.9～30.3	7月	-	平成29年度は実施なし
49	書記官実務研究	30.4～31.3	1年	2	29.4.上旬～30.3.下旬	1年	2	
50	家庭裁判所調査官実務研究 (個人及び共同研究)	30.7～31.3	8月	未定	29.7.中旬～30.2.中旬	7月	14	
	同 上 (指定研究)	29.4～31.3	2年	6	29.4.上旬～31.3.下旬	2年	6	
51	家庭裁判所調査官関係機関特別 研究(家事及び少年関係機関に ついての研究)	30.7～31.3	8月	未定	29.7.上旬～30.3.上旬	8月	12	
	同 上 (心身の鑑別についての研究)	31.2～3	1月	3	30.2.下旬～3.下旬	1月	3	
	同 上 (更生保護についての研究)	30.5～7	2月	3				
61	書記官養成課程第一部 第15期	30.4.5(木)～31.3.1(金)	1年	未定	29.4.6(木)～30.3.1(木)	1年	167	平成29年度欄は第14期生
62	書記官養成課程第二部 第14期 (2年生)	29.4.6(木)～31.3.1(金)	2年	未定	28.4.5(火)～30.3.1(木)	2年	57	平成29年度欄は第13期生
		30.4.5(木)～32.3.2(月)	2年	未定	29.4.6(木)～31.3.1(金)	2年	62	平成29年度欄は第14期生
63	家裁調査官養成課程第14期	29.4.6(木)～31.3.1(金)	2年	未定	28.4.5(火)～30.3.1(木)	2年	42	平成29年度欄は第13期生
64	家裁調査官養成課程第15期	30.4.5(木)～32.3.2(月)	2年	未定	29.4.6(木)～31.3.1(金)	2年	42	平成29年度欄は第14期生

(※)を付したものについては、カリキュラムについて司研と合同実施を検討中

司法研修所との合同実施状況一覧表（平成16年度～平成29年度）

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
実施本数	3	3	3	3	3	3	4	2	6	7	7	7	6	8
参加人員	138	158	165	179	181	181	197	124	329	427	447	445	394	485

年 度	研 修 テ ー ム の 名 称)	実施時期 (合併実施日数)	参 加 員	備考
16	民事実務（執行）研究会 (民事執行事件における裁判官と書記官との協働)	1/18～20 (2日間)	30	
	刑事実務研究会 (事前準備手続を中心とする裁判官と書記官との連携、協働の在り方)	9/14～16 (1日間)	46	
	民事実務研究会 (人身訴訟事件等の処理に関する裁判官、書記官及び家裁調査官の連携、協働の在り方)	2/15～17 (1日間)	審 31 調 31	
17	民事実務（訴訟）研究会 (民事訴訟事件における裁判官と書記官との連携、協働の在り方)	11/16～18 (1日間)	57	
	刑事実務研究会 (裁判員裁判における裁判官と書記官との連携、協働の在り方)	9/13～15 (1日間)	40	
	少年実務研究会 (年少少年事件等の処理に関する裁判官、書記官及び家裁調査官の連携、協働の在り方)	2/14～16 (1日間)	審 30 調 31	
18	民事実務（簡裁）研究会 (少額訴訟事件の処理に関する裁判官と書記官との連携等の在り方)	11/14～16 (0.5日間)	57	
	刑事実務研究会 (裁判員裁判における裁判官と書記官との連携、協働の在り方)	9/12～14 (1日間)	46	
	少年実務研究会 (被害者への配慮に関する裁判官、書記官及び家裁調査官の連携、協働の在り方)	2/14～16 (1日間)	審 31 調 31	
19	民事実務（訴訟）研究会 (充実した審理を行うための裁判官と書記官の協働の在り方)	11/14～16 (0.5日間)	58	
	刑事実務研究会 (書記官事務に焦点を当たした裁判員制度運営上の課題)	10/24～26 (1日間)	59	
	民事実務研究会 (人身訴訟事件の処理に関する裁判官、書記官及び家裁調査官の連携、協働の在り方)	2/13～15 (1日間)	審 31 調 31	
20	民事実務（訴訟）研究会 (民事立会部における争点整理手続の充実に向けた書記官事務の在り方、争点整理手続の充実に向けた裁判官と書記官の協働の在り方)	11/18～20 (1日間)	58	
	民事実務研究会 (人身訴訟事件の処理に関する裁判官、書記官及び家裁調査官の連携、協働の在り方)	2/18～20 (1日間)	審 31 調 31	
	少年実務研究会 (被害者等の審判傍聴に関する裁判官、書記官及び家裁調査官の連携、協働の在り方)	9/10～12 (1.5日間)	審 30 調 31	
21	民事実務（訴訟）研究会 (民事立会部における争点整理手続の充実に向けた書記官事務の在り方、争点整理手続の充実に向けた裁判官と書記官の協働の在り方)	6/3～5 (0.5日間)	58	
	民事実務研究会 (民事事件審査事件の運用に関する裁判官、書記官及び家裁調査官の協働、連携の在り方)	2/23～25 (1日間)	審 31 調 31	
	少年実務研究会 (被害者等による少年審判傍聴問題)	9/16～18 (1.5日間)	審 31 調 30	
22	民事実務（訴訟）研究会 (民事裁判手続の具体的な進行段階や事件の性質に応じた書記官事務の在り方、充実した審理を行うための裁判官と書記官の協働の在り方)	6/2～4 (0.5日間)	58	
	民事実務研究会 (民事審判法改正を見据えた民事事件の運用における裁判官、書記官及び家裁調査官の協働、連携の在り方)	2/22～24 (1.5日間)	審 31 調 31	
	少年実務研究会 (少年審判の運営上の留意点～被害者等による少年審判傍聴事件を中心として～)	9/15～17 (1.5日間)	審 31 調 31	
23	特別研究会（倒産） (通常再生事件における運営の在り方及び法人破産事件処理における裁判所の対応力の強化)	7/12～13 (1.5日間)	15	
	民事実務研究会 (子のある夫婦の離婚調停事件における運用上の諸問題)	2/22～23 (2日間)	審 31 調 31	
	少年実務研究会 (少年の健全育成に資する事件処理の在り方 ～年少少年事件及び暴力少年事件を中心に～(書記官及び家裁調査官) ～被害者等による審判傍聴が行われる期日の運営を中心に～(書記官及び家裁調査官) ～社会調査の活用を中心に～(家裁調査官))	9/14～15 (審 1日間 調 1.5日間)	審 30 調 32	
24	管理者研究会（支部運営） (本庁・支部間の連携の在り方)	5/24～25 (1日間)	次長15 次長15 次長15	
	民事実務（訴訟）研究会 (民事立会部における裁判官と書記官の協働及びその構築に向けた考え方と具体的な手法)	5/30～6/1 (0.5日間)	50	
	民事実務研究会（第2回） (民事立会部における裁判官と書記官の協働及びその構築に向けた考え方と具体的な手法)	1/24～25 (2日間)	60	
25	民事実務研究会 (民事事件手続法等の施行を契機とした離婚調停手続の運用改善)	2/18～20 (2日間)	審 31 調 31	
	民事実務研究会 (後見事件の運用、財産管理事件の運用、家事事件手続法施行を巡る諸問題(後見事件、財産管理事件関係))	12/10～11 (2日間)	50	
	少年実務研究会 (少年事件の事務処理態勢について～在宅事件を中心に～)	9/18～20 (1.5日間)	審 31 調 31	
	管理者研究会（支部運営） (本庁・支部間の連携の在り方)	5/23～24 (1日間)	次長16 次長16 次長16	
	民事実務（訴訟）研究会 (民事立会部における裁判官と書記官の協働及びその構築に向けた実践)	5/29～5/31 (0.5日間)	50	
	民事実務（保護命令）研究会 (保護命令事件を適正かつ迅速に処理するための裁判官と書記官の協働について(仮題))	1/27～28 (1.5日間)	50	
	刑事実務研究会 (刑事事件における裁判官と書記官の協働について)	11/27～28 (1日間)	50	
	民事実務研究会 (民事事件手続法施行後の民事事件の運用上の諸問題について)	2/19～21 (2日間)	審 48 調 50	

	家事特別研究会 (家事事件手続法下における後見関係事件・財産管理事件の処理を巡る諸問題等)	12/11~12 (1.5日間)	50	
	少年実務研究会 (少年審判の機能強化)	9/18~20 (1.5日間)	各 31 同 50	
26	管理者研究会(支部運営) (本庁・支部間の連携の在り方)	5/22~23 (1日間)	次各16 次回16 次長15	
	民事実務(訴訟)研究会 (民事立会部における裁判官と書記官の協働について)	5/28~5/29 (1日間)	50	
	民事実務(当事者の特性に応じた手続上の配慮)研究会 (当事者毎の特性に応じた配慮を要する民事事件における裁判官と書記官の協働について)	1/15~16 (1.5日間)	50	
	刑事実務研究会 (刑事事件における裁判官と書記官の協働について)	11/26~27 (1日間)	50	
	家事実務研究会 (家事事件手続法の趣旨を踏まえた家事事件処理の在り方について)	2/18~20 (2日間)	各 50 同 50	
	家事特別研究会 (これから後の見等監督の在り方と課題)	9/25~26 (1.5日間)	50	
	少年実務研究会 (少年の健全育成に向けた執務の在り方～職種間連携を中心にして～)	9/17~19 (1.5日間)	各 50 同 50	
27	管理者研究会(支部運営) (支部運営における本庁の幹部職員と支部長の役割、連携の在り方)	5/21~22 (1日間)	次各15 次回15 次長15	H24～合同実施
	民事実務(訴訟)研究会 (民事訴訟手続において書記官の果たすべき役割と裁判官との連携の在り方)	5/27~28 (1日間)	50	H16～合同実施(H23を除く)
	民事実務(保護命令)研究会 (配偶者暴力に関する保護命令事件を適正かつ迅速に処理するための裁判官と書記官の協働について)	12/17~18 (1.5日間)	50	
	刑事実務研究会 (刑事事件における裁判官と書記官の協働について)	11/25~26 (1日間)	50	H16～H19, H25～合同実施
	家事実務研究会 (家事調停をめぐる職種間連携の在り方(仮題))	11/4~6 (2日間)	各 50 同 50	H16, H19～合同実施
	家事特別研究会 (これから後の見等監督の在り方と課題)	9/10~11 (1.5日間)	50	H24～合同実施
	少年実務研究会 (少年審判の機能充実に向けた職種間連携を中心にして～)	9/16~18 (1.5日間)	各 50 同 50	H17, H18, H20～合同実施
28	管理者研究会(支部運営) (本庁と支部の連携について)	5/24~25 (1日間)	次各15 次回15 次長15	H24～合同実施
	民事実務(訴訟)研究会 (民事立会部における裁判官と書記官の協働について)	5/18~19 (1日間)	50	H16～合同実施(H23を除く)
	刑事実務研究会 (刑事事件における裁判官と書記官の協働について)	11/8~9 (1日間)	50	H16～H19, H25～合同実施
	家事実務研究会 (家庭裁判所の機能充実に向けた職種間連携～家事審判と家事調停との連動の観点から～)	11/30~12/2 (2日間)	各 50 同 50	H16, H19～合同実施
	家事特別研究会 (成年後見制度の趣旨等を踏まえた後見等監督の在り方、家庭裁判所における不正対応の在り方)	10/12~13 (1.5日間)	50	H24～合同実施
	少年実務研究会 (少年審判の機能充実に向けた職種間連携を中心にして～)	9/14~16 (1.5日間)	各 50 同 49	H17, H18, H20～合同実施
	管理者研究会(支部運営) (本庁と支部の連携について)	5/24~25 (1日間)	次各15 次回15 次長15	H24～合同実施
29	民事実務(訴訟)研究会 (民事立会部における裁判官と書記官の協働について)	5/30~31 (1日間)	50	
	民事実務(保護命令)研究会 (配偶者暴力等に関する保護命令事件を適正かつ迅速に処理するための裁判官と書記官の協働について)	1/25~26 (1.5日間)	50	H16～合同実施(H23を除く)
	刑事実務研究会 (刑事事件における裁判官と書記官の協働について)	11/28~29 (1日間)	50	H16～H19, H25～合同実施
	家事実務研究会 (家庭裁判所の機能充実に向けた職種間連携)	11/7~11/9 (1.5日間)	各 50 同 50	H16, H19～合同実施
	家事特別研究会 (後見等監督の運用上の課題について)	10/11~12 (1.5日間)	50	H24～合同実施
	少年実務研究会 (少年審判の機能充実に向けた職種間連携)	9/13~15 (1.5日間)	各 50 同 50	H17, H18, H20～合同実施
	少年特別研究会 (改正少年審判規則の運用の在り方について)	6/14~15 (2日間)	各 20 同 20	H29合同実施